

函館市市税事務業務会計年度任用職員の業務要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市財務部税務室において市税事務業務に従事する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 会計年度任用職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(業務)

第3条 会計年度任用職員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 個人市民税に係る照会回答および徴収方法の変更入力業務
- (2) 市税に係る諸証明の受付および交付業務
- (3) 固定資産税に係る宛名管理業務
- (4) 固定資産に係る各種入力業務
- (5) 固定資産税に係る照会回答業務
- (6) 滞納者に係る各種財産調査業務および照会回答業務
- (7) 口座振替・処分停止等の入力業務
- (8) 窓口での納付金の受領および庶務業務
- (9) 市税収納管理業務
- (10) その他、前各号に掲げる職務に付随する業務および所属長が必要と認める業務

(任用期間)

第4条 会計年度任用職員の任用期間は、任用の日から任用の日の属する年度の末日までとする。

(勤務時間等)

第5条 会計年度任用職員の勤務時間等は、次のとおりとする。

- (1) 次の表に定める勤務時間により勤務するものとする。ただし、所属長が特に必要と認める場合は、週休日または休日に勤務を命ずることができる。この場合において、勤務日を振り替えし、または代

休日を与えることができる。

勤務形態	勤務時間	
	A 勤務	週の最初の開庁日
	上記以外	午前 8 時 4 5 分から午後 3 時 3 0 分まで
B 勤務	週の最初の開庁日	午前 9 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで
	上記以外	午前 9 時 4 5 分から午後 4 時 3 0 分まで
C 勤務	週の最初の開庁日	午前 1 0 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分まで
	上記以外	午前 1 0 時 4 5 分から午後 5 時 3 0 分まで

※開庁する日曜日は、上表の「週の最初の開庁日」に該当しない。

(2) 休憩時間は、正午から午後 1 時までとする。ただし、所属長が必要と認める場合は、休憩時間を変更することができる。

(3) 週休日は、土曜日および日曜日とする。

(4) 休日は次のとおりとする。ただし、任命権者は、会計年度任用職員の勤務条件の特殊性その他の事由により必要があるときは、市長の承認を得て、休日について別に定めることができる。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日

イ 1 月 2 日， 1 月 3 日および 1 2 月 2 9 日から 1 2 月 3 1 日までの日

（秘密を守る義務）

第 6 条 会計年度任用職員は、職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

（補則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。